

## 北海道立職業能力開発支援センター指定管理者候補者決定基準

【表 1】申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

申請資格等（形式的要件）審査項目		事務局判断
①	申請資格を有していること	有
②	欠格事項に該当しないこと	該当しない
③	複数の申請をしていないこと	複数の申請なし
④	収支計画書に記載された負担金の総額が、公募要項に記載した上限額以下であること	以下である
⑤	申請書類が申請期間内に持参又は郵送により所定の提出先に提出されていること	期限内提出
⑥	申請書類の記載事項に不備がないこと	記載事項不備なし
→ 申請資格		申請資格あり
説明		
ア	団体であること。	団体 (履歴事項全部証明書で確認)
	北海道内に事業所又は事務所を有すること。	道内事業所 (履歴事項全部証明書で確認)
イ	道立施設の管理を目的として基本財産又は資本金等に出資又は出損していないこと。	出資、出損なし (誓約書で確認)
→ 欠格事項		欠格事項該当なし
ア	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体	取消なし (誓約書で確認)
イ	団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 ① 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ③ 道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者	該当者なし (誓約書で確認)
ウ	破産手続きの開始の決定を受けた法人又は清算法人	該当なし (誓約書で確認)
エ	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人 a) 道の知事 b) 道議会の議員	該当なし (誓約書で確認)